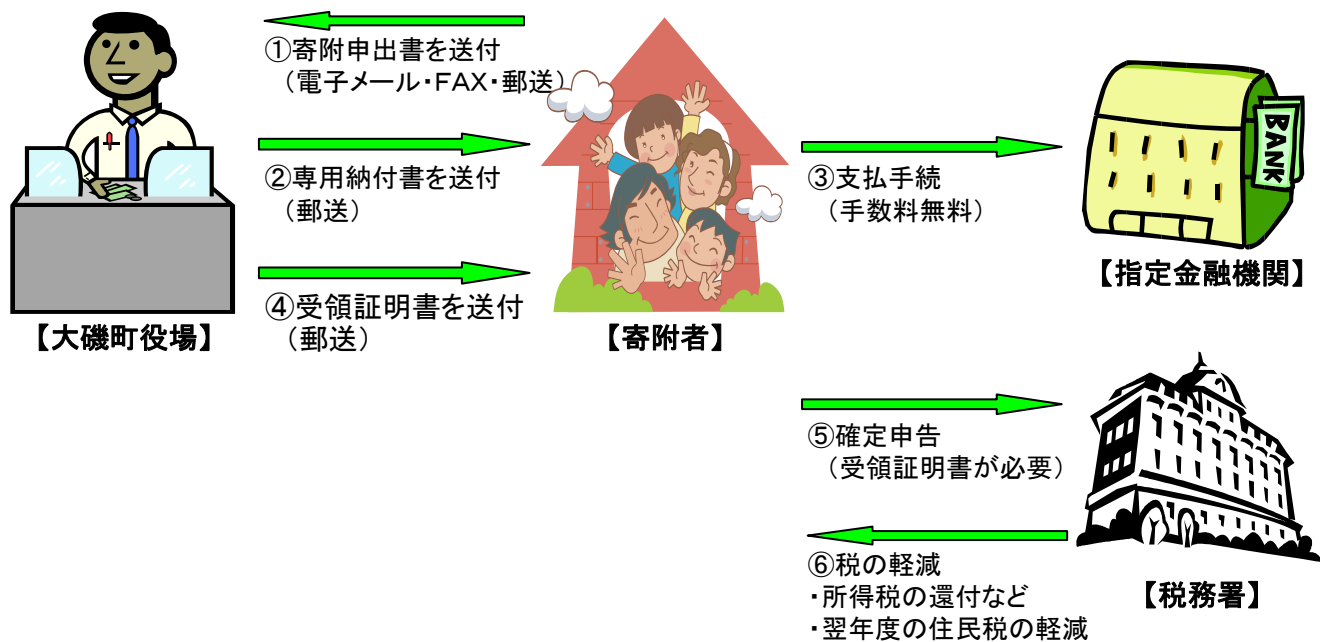


寄附の手続きの流れ

(専用納付書により指定金融機関で納付する場合)



- ① 「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金寄附申出書」に必要事項を記入し、電子メール・FAX・郵送のいずれかの方法で、大磯町都市計画課に送付してください。
 なお、「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金寄附申出書」は、電話でのお取り寄せもできますので、希望される方はご連絡ください。

(送付先・連絡先等)

住所 〒255-8555 大磯町東小磯183番地 大磯町都市計画課
 電話 0463-61-4100 内線 243 又は 221
 FAX 0463-61-1991
 e-mail toshi-kei@town.oiso.kanagawa.jp

- ② 「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金寄附申出書」を受付後、専用納付書をお送りします。
- ③ 専用納付書記載の指定金融機関で入金してください。
 なお、指定金融機関以外では入金できませんのでご注意ください。

(指定金融機関)

大磯町役場・国府支所、中南信用金庫本支店、横浜銀行本支店、みずほ銀行本支店、三菱東京UFJ銀行本支店、スルガ銀行本支店、三井住友銀行本支店、湘南農業協同組合、さがみ信用金庫本支店、平塚信用金庫本支店、中栄信用金庫本支店

- ④ ふるさと納税制度用の「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金受領証明書」が必要な方には、寄附金受領後に送付いたします。
 「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金受領証明書」は確定申告の際に必要ですので、大切に保管してください。
- ⑤ 個人の方で、寄附金の年間合計額が5千円を超える場合、納税地の税務署で所得税の確定申告又は
- ⑥ 町・県民税申告を行うことにより、所得税の還付(または控除)や翌年度の個人住民税の税額控除を受けることができます。
 なお、申告には「大磯町旧吉田茂邸再建基金寄附金受領証明書」が必要となります。